

徳島県産農林水産物関連デジタルデータ管理規程

令和6年2月29日 制定

令和6年4月1日 改正

令和7年4月1日 改正

徳島県農林水産部みどり戦略推進課長

（目的）

第1 本規程は、みどり戦略推進課で取得し管理する本県農林水産物及びそれらを使用した料理に関連する画像、写真、動画及びレシピのデジタルデータ「（以下「データ」という。）」に関し、本県農林水産物を国内外にPRすることを目的として第三者に提供するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（著作権の帰属）

第2 データの著作権は、徳島県に帰属するものとする。

（データ使用の申出）

第3 データを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により使用申出書を作成し、みどり戦略推進課（以下「管理者」という。）に協議するものとする。

ただし、県知事部局、企業局、病院局、県の行政委員会、県議会及び県議会事務局がデータを使用する場合にあってはこの限りでない。

（データの提供）

第4 管理者は、第3の協議があった場合において、その内容が県産農林水産物のPRに繋がる内容であると認められる場合は、申請者にデータを提供するものとする。

ただし、個人情報の漏洩をはじめとした特別な事情がある場合には、データの提供を行わないものとする。

（データ使用の協議）

第5 データを使用する者（以下「使用者」という。）は、管理者に事前に完成見本を提出するものとする。

ただし、完成見本の提出が困難な場合にあっては、管理者と協議の上、その代替となるものを提出することにより、完成見本の提出とみなすことができるものとする。

（完成品の提出）

第6 使用者は、完成品を以下のとおり管理者に提出又は報告することとする。

- 1 雑誌、書籍等の出版物にデータを掲載する場合は、出版物又はそのデータを提出すること。
- 2 ホームページ、SNS等のメディアに掲載する場合は、そのURL等を報告すること。
- 3 テレビ番組等で使用する場合は、放送日時及び放送内容等を報告すること。

(使用上の注意事項)

第7 使用者は、次の各項に掲げる事項に留意し、データを使用しなければならない。

- 1 公序良俗、法律、条例、本規定等に反する又は反するおそれのある場合は使用を禁止又は停止するものとする。

なお、内容によっては、著作権侵害による損害賠償等の対象になる場合がある。

- 2 データの転載、複製、販売、貸与は禁止する。

- 3 原則として、提供したデータの修正や改変は禁止する。

ただし、データのオリジナリティを損なわない範囲において、トリミング、切り抜き、画質補正、色調補正等を行うことは妨げないものとする。

この場合にあっては、事前に管理者と協議するものとする。

- 4 データの使用によって生じた使用者の損害又は第三者との間の紛争等に関して、管理者は一切の責任を負わないものとする。

- 5 「阿波ふうど」商標登録ロゴマークの使用に当たっては、「阿波ふうど」商標登録ロゴマーク使用管理要領に基づき申請し、承認を受けるものとし、本規定によらないものとする。

(補足)

第8 この規程に定めるもののほか、データの使用について必要な事項は管理者と使用者が別途協議して決定する。